

内閣参質二〇四第六五号

令和三年五月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「令和二年度文部科学関係第三次補正予算事業別資料集」のうち、令和二年度第三次補正予算に計上している「国立競技場等における新型コロナウイルス感染症対策」に関する資料に記載されている「諸室等」は、現時点においては、国立競技場内の会議室を指すものであり、また、御指摘の「「諸室等」の空間除菌」については、空気を吸い込む等する機器を用いて行うことを見定しており、薬剤を空間に噴霧することは想定していないものと承知している。

四について

御指摘の「見解」については、現在においても変更はない。

六について

お尋ねの「空間除菌に関する提案」については、御指摘の参議院予算委員会の後に、東京工業大学科学技術創成研究院特任教授の奈良林直氏から内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技

大会推進本部事務局に対し、次亜塩素酸を用いる「大容量空気浄化システム」についての提案があり、当該提案については、同氏から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に対しても伝えられているところであると承知しているが、「品質・有効性・安全性が担保されたものであつたか」については、当該提案の採否について判断する立場にある組織委員会において判断すべき事項であると考えており、お答えすることは差し控えたい。